

【令和2年10月1日時点】

【令和3年5月20日改訂】

市内保育施設における風水害発生時等の対応について

1 目的

台風や豪雨等に伴う気象情報や避難情報の発令時、保育施設には、園児や職員の生命と身体の安全を守るための早急な対応が求められる。

そこで、立川市内において、各種防災情報等が発令された場合の保育施設の対応について、以下の基準により対応することとする。

2 背景

近年、これまでに経験したことのない異常気象の発生も多く、今後も最大級の警戒が必要な気象状況が発生する可能性も予想される中、学校や幼稚園では、非常変災その他急迫の事情があるとき又は感染症の予防上必要があるときは、それぞれ学校教育法又は学校保健安全法の規定に基づき、臨時に「授業を行わないことができる」又は「学校の全部又は一部の休業を行うことができる」とされている。

一方、保育施設については、自然災害発生時等に臨時休園を行うことができる旨を定めた法令はなく、平成30年11月、総務省行政評価局は厚生労働省等に対し、「非常時における保育施設等の迅速かつ適切な臨時休園の判断を推進する観点から、地方公共団体等における臨時休園の実施基準の設定に係る国の考えを整理し、地方公共団体に提示するとともに、臨時休園の実施基準を検討することについて、地方公共団体に要請する必要がある」との勧告を行った。

これを受け、厚生労働省では「保育所等における災害発生時又は感染症流行時の対応等に関する調査研究事業」の調査結果を参考に、令和2年7月、臨時休園に関する課題や考え方を示すとともに、市区町村に対し、臨時休園等の基準について策定するよう要請した。

台風や集中豪雨等が多発するこれからの時期を迎えるにあたり、身の危険を伴う気象情報や避難情報の発令時において、登降園時や出退勤時も含めた、子どもや保護者、職員の安全確保につながる臨時休園等の基準作成が必要と考える。

3 特別保育について

各種防災情報等が発令した場合においても、社会的要請が強い防災関係者や医療関係者等については、保育の提供を確保する必要性が高いことから、やむを得ず保育が必要な場合は、各保育施設で事前に把握し、特別保育を実施する。

ただし、災害発生の可能性が高い保育施設（洪水ハザードマップの危険地域に位置する保育施設や、施設運営を行うにあたり十分な態勢を確保できないことが予想される保育施設）において、特別保育の実施が困難な場合は、近隣の同一法人施設や公立保育園等での代替保育の調整を行う。

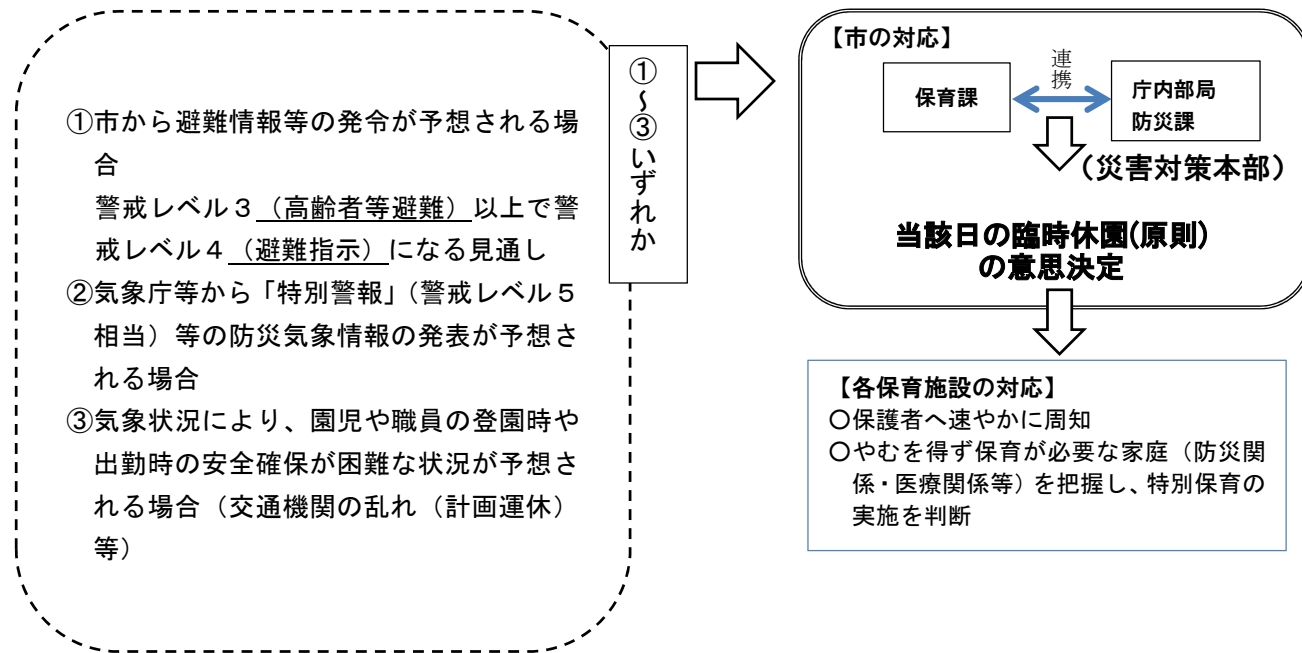
《代替保育について》

アレルギー対応等を考慮し、弁当持参を原則とする。また、代替保育に登園する園児数によっては、当該対象施設の保育士が代替施設へ赴き、保育を実施する場合も想定する。

4 風水害発生時等対応基準

【想定】台風や大雨を伴う前線の接近等、発生が一定程度予測できる非常事態を対象とし、地震のように発生の予測が困難な場合は除くものとする。

(1) 災害発生前 (前日以前)



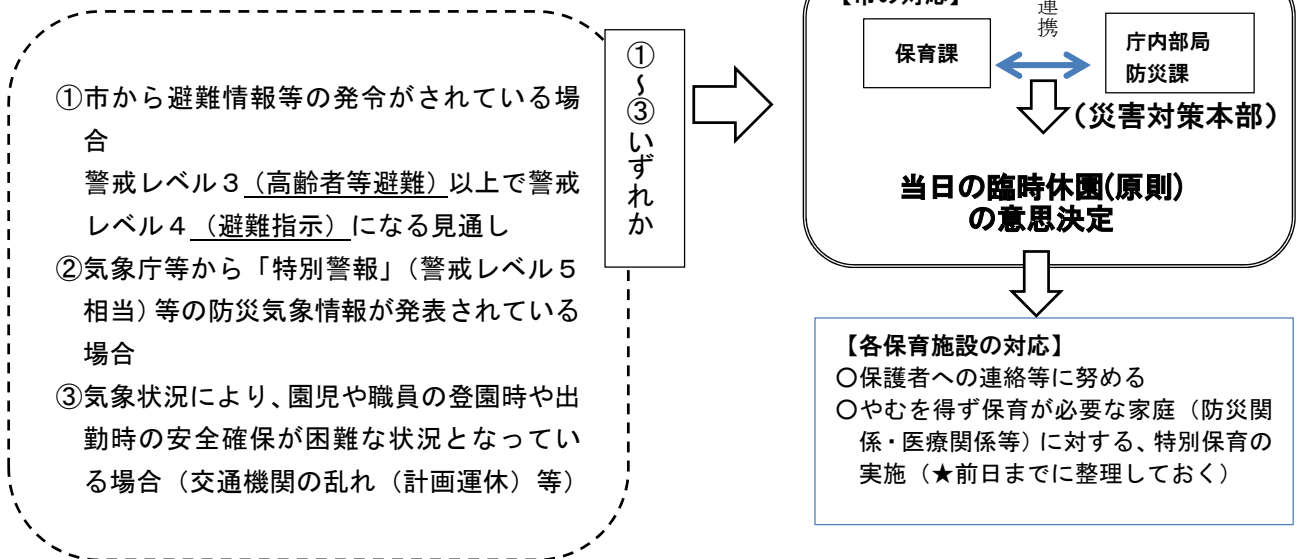
- ◇各種防災情報の収集に努め、関係部署との調整を踏まえ、臨時休園の判断は慎重に行う。
- ◇防災情報等の有無にかかわらず河川の水位が危険な状況になる場合も想定されることから、洪水ハザードマップの危険地域に位置する保育施設に対して、個別に対応する場合がある。

(参考) 避難情報等について (令和3年5月20日 一部改訂)

レベル	避難行動等	発令元
警戒レベル5	緊急安全確保 (命の危険、直ちに安全確保を)	市町村が発令
警戒レベル4	避難指示 (危険な場所から全員避難を)	市町村が発令
警戒レベル3	高齢者等避難 (危険な場所から高齢者や障害のある方等は避難を)	市町村が発令
警戒レベル2	洪水注意報・大雨注意報等 (避難に備え、避難行動を確認)	気象庁が発表
警戒レベル1	早期注意情報 (災害への心構えを高める)	気象庁が発表

(2) 災害発生当日

●午前6時の時点



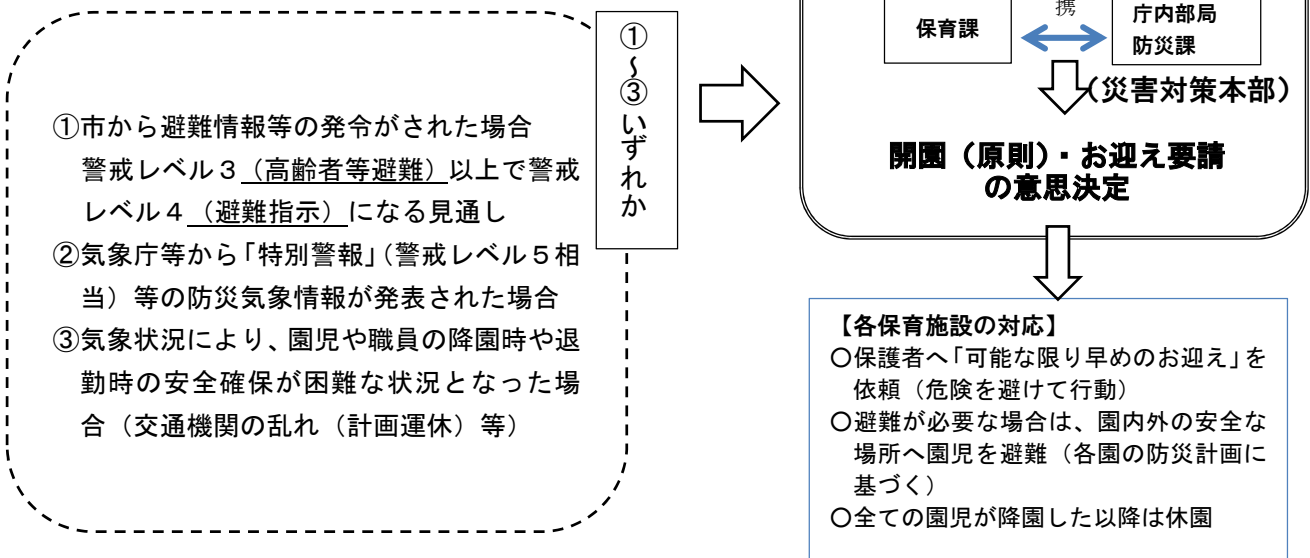
◇「午前6時～開園時間」までの間に上記①～③のいずれかの状況となった場合も、臨時休園の決定ができるものとする。臨時休園を決定した場合には、開園時間前に発令等が解除されても、しばらくは警戒が必要な状況にあるため、終日休園とする。

※開園時間は施設により、7時～8時30分まで

◇防災情報等の有無にかかわらず河川の水位が危険な状況になる場合も想定されることから、洪水ハザードマップの危険地域に位置する保育施設に対して、個別に対応する場合がある。

(3) 在園中

●開園時間中の時点



◇防災情報等の有無にかかわらず河川の水位が危険な状況になる場合も想定されることから、洪水ハザードマップの危険地域に位置する保育施設に対して、個別に対応する場合がある。

5 臨時休園等を行う場合の周知について

(1) 市の対応

臨時休園等の措置を決定した際は、できるだけ速やかに各保育施設へ通知するとともに、ホームページや見守りメール等を活用し周知に努める。

(2) 保育施設の対応

市からの通知を受け、できるだけ速やかに保護者へ周知するとともに、特別保育の希望者を把握し、職員体制等の確保に努める。